

京都市告示第317号

介護保険法第75条第2項、第82条第2項及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法第115条の5第2項の規定により、次のとおり廃止の届出がありました。

平成27年8月17日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名称及び 介護保険事業所番号	事業所所在地	廃止 年月日
医療法人社団洛和会	訪問介護、介護 予防訪問介護、 居宅介護支援	洛和ヘルパーステー ション右京常盤、居 宅介護支援事業所右 京常盤 [2670700877]	京都市右京区常盤柏ノ 木町15番地の1	平成27年7 月31日

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)